

学長候補者選挙手続に関する疑問点

(四月二十日評議員会における村岡理事長の読みあげた八項目)

- 一、寄附行為に基づくとなく、大学不在の状態のまま選挙が実施された。
- 二、選挙規定と運用との代表者としての適格者と欠けりる。
- 三、代表者と欠けりるまま学長選挙規程と各規程とは拡大解釈として、おかしき不自然の学長候補の選挙が行われた。
- 四、選挙の候補者と選抜す。一定期間が与えられていない。
- 五、候補者なしの選挙が行われた。
- 六、選挙は選挙規程に明示されても、事務局長不在のまま勝手に行われた。
- 七、選挙人会組織の宣言もなく、従って事務局長、選挙管理人、議長もなく、選挙の開始、終結もなく実施された。
- 八、選挙人以外者が選挙場にあつて、各資格のまま選挙事務を取扱った。

備考

項目 (一)「寄附行為の基づくことなく」とは次の条項を示す

第十七条の二 (浴向事項)

(冒頭省略) 左に掲げる事項については 理事長の旨をあらわし

評議員会の意見と開かなければならない

- 一、運用財産のうち不動産及び積立金の管理に関する事項
- 二、寄附金の募集に関する事項
- 三、剰余金の処分に関する事項
- 四、寄附行為の施行細則に関する事項
- 五、その他本法人の業務に関する重要事項

参考

年 月 日

多摩美術大学

一、遺書下信「学長は任期満了したため昭和四十七年三月三日工日辞任した。

二、学長選考規程にもよる、事務局長村田晴彦が昭和四十七年四月一日付をもちて、学長代行として学長事務取扱を兼務した。